

税務署  
受付印

# 山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に林業経営相続人（氏名\_\_\_\_\_）

（住所\_\_\_\_\_）が死亡したので、

租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒\_\_\_\_\_ 住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 林業経営相続人との続柄\_\_\_\_\_

（電話番号\_\_\_\_\_）

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人

〒\_\_\_\_\_ 住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ 相続（遺贈）があった日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

（1）死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）

における猶予中相続税額 \_\_\_\_\_円

（2）死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来

した猶予中相続税額 \_\_\_\_\_円

（3）猶予中相続税額〔（1）－（2）〕 \_\_\_\_\_円

（内\_\_\_\_\_円）

2 免除を受ける相続税額 \_\_\_\_\_円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	____年分	_____税務署	_____円
死亡日の属する年の2年前分	____年分	_____税務署	_____円
死亡日の属する年の前年分	____年分	_____税務署	_____円

## 【添付書類】

1 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

2 1と同じ期間において、森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

3 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書

4 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営受託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

5 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営受託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

6 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	（確認）	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	____年 ____月 ____日				

※欄は記入しないでください。

(裏)  
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のもの)に限り、その始期をいいます。

ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。